

答申書

第1 綾部市行政不服審査会の結論

令和3年12月8日付けで綾部市長から諮問のあった件（令和2年度固定資産税・都市計画税の賦課決定処分に対して申し立てられた2件の審査請求（文書番号：2綾総第3307号、2綾総第3308号））については、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、綾部市長（以下「処分庁」という。）が令和2年5月1日付けで審査請求人の令和2年度固定資産税・都市計画税の賦課決定処分を行ったが、審査請求人は、平成31年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定内容に係る説明を求めている中で、その説明が不十分なまま本件賦課決定処分がなされたことは説明義務違反にあたり、審査請求人の権利利益を著しく損なうものであるとして、本件賦課決定処分の取消しを求めて審査請求した事案である。

また、固定資産評価審査委員会に審査申出を行えない理由として、処分庁から地方税第432条1項ただし書により、「地目の変換、家屋の改築又は損傷その他これに類する特別の事情（地方税法349条2項1号）が存在しなければ申出ができない。」と言われたが、審査請求人は家屋の所有者が新築時と異なっている場合も「特別な事情」に該当しない理由についての処分庁の回答がないまま本件の課税処分がなされたことは審査請求人の権利利益を著しく損なうものであるとして、本件賦課決定処分の取消しを求めて審査請求した事案である。

この2件の審査請求は、審理員の判断により併合されて審理手続きが進められた。

第3 審査請求に至る過程

1 本件審査請求がなされるに至った事情は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、本件課税対象となった土地（3筆）及び建物（2棟）を平成30年10月12日に購入した。
- (2) 令和2年4月17日、審査請求人は本件建物の現地調査を要求した。
- (3) 同年4月23日、処分庁は、審査請求人の求めに応じて、本件建物の現地調査を実施し、損耗状態を確認した。

同日、審査請求人は、処分庁に対し、本件不動産購入時に現地調査がなされなかったこと、新所有者である自分に対し課税内容の説明がなかったことを指摘し、課税内容の説明を要求した。

- (4) 同年5月1日、処分庁は、審査請求人の自宅を訪ね、関係資料を交付し、説

明をした。

- (5) 同年5月1日、処分庁は本件賦課決定処分を行った。
- (6) 同年5月11日、審査請求人に対し、納税通知書を送付した。
- (7) 同年5月15日、審査請求人は、処分庁に対し、本件賦課決定処分に対する疑問点を書面にて質問した。
- (8) 同年5月21日、処分庁は、審査請求人に対し、市役所会議室にて、上記書面による質問事項に一部回答した。
- (9) 同年5月22日、処分庁は、審査請求人宅にて、本件土地に対する実地調査を実施した。
- (10) 同年6月2日及び18日、処分庁は審査請求人に対し、市役所会議室にて、上記実地調査を踏まえた本件土地の価格修正を説明した。
- (11) 同年6月23日、本件土地について税額の増額修正の賦課決定処分をし、納税通知書を送付した。

2 同年7月2日、本件賦課決定処分の取消しを求めた本件審査請求を行った。

審査請求は、2件（文書番号：2 綾総第3307号、2 綾総第3308号）提出されたが、審理員の判断により、これらの審理手続は併合された。

3 審査請求人の主な主張は以下のとおりである。

(1) 審査請求1（文書番号：2 綾総第3307号）について

審査請求人は、固定資産税の課税内容についての説明を求めていたものであり、その説明がまだ終了していない中で、本件賦課決定処分がなされているが、それは審査請求人の権利利益を著しく損なっている。

(2) 審査請求2（文書番号：2 綾総第3308号）について

審査請求人は、固定資産評価審査委員会に審査申出を行おうとしていたが、処分庁から、地方税法第432条1項ただし書により、「地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これに類する特別の事情（地方税法第349条第2項1号）」が存在しなければ申出をすることが出来ない。」と言われた。しかし、家屋の所有者が新築時と異なっている場合も、上記の「特別の事情」に該当すると解すべきである。なぜ、そのような扱いとならないのか理由を尋ねたが回答はなかった。そのような中でなされた本件賦課決定処分は審査請求人の権利利益を著しく損なっている。

第4 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり本件処分に違法性はなく、また、説明義務に違反するものではないと主張している。

(1) 審査請求1（文書番号：2 綾総第3307号）について

ア 処分庁は、審査請求人の質問に対し、資料等を交付するなど、出来得る限りの説明を行っており、説明を尽くしてきた。未回答項目があるからといって、審査請求人に対し不当な対応をしているとは言い難い。

イ 本件賦課決定処分については、賦課期日である令和2年1月1日現在において

て審査請求人が所有している本件不動産に対し、固定資産税台帳に登録された価格（評価額）を課税標準とし賦課したものであり、本件賦課決定処分に違法性はない。

また、審査請求人が指摘する関係法令及び通知を考慮しても、信義則上、説明義務が生じるものではない。

(2) 審査請求 2（文書番号：2 綾総第 3 3 0 8 号）について

審査請求人が指摘する関係法令及び通知を考慮しても、信義則上、説明義務が生じるものではない。

また、地方税法第 4 3 2 条第 1 項ただし書が適用され、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができないことを説明しており、なんら説明義務に違反するものではない。

第 5 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求は、いずれも棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 審査請求 1（文書番号：2 綾総第 3 3 0 7 号）について

ア 地方税法は、市町村に大量に存在する土地、家屋及び償却資産に対し、公平かつ迅速に課税するために賦課課税方式を採用しつつ、他方で課税対象者が一方的に不利益を被らないように、一定の課税根拠を示し、また、閲覧・縦覧といった確認制度を設け、固定資産税の登録価格に不服がある場合には審査の申出ができるとして課税対象者が不利益を被らないように配慮している。このような仕組みからすれば、徴税吏員が、課税対象者から課税根拠について質問をされた場合に、これに逐一、説明することを法は想定しておらず、現実的にも、市町村の徴税吏員が、多数の課税対象者から課税根拠を求められた場合に、逐一、説明しなければならないとすることは、徴税吏員の過大な負担を強いる結果となり、ひいては円滑な課税の実現が阻害される結果となりかねない。

したがって、地方税法において、徴税吏員が課税対象者から質問を受けたからといって、これに対し、課税根拠等を説明する義務を認めることはできず、実際、そのような規定は存在していないし、法解釈をもってしても、信義則上の説明義務を認めることは困難である。

イ 地方税法第 3 条によれば、賦課徴収について定めをするには、当該地方公共団体の条例によらなければならないとされているが、現在の市条例をみても、市町村の徴税吏員に説明義務を認める規定は存在しておらず、徴税吏員に課税根拠を説明する義務を認めることは困難である。

ウ 以上のとおり、地方税法、市税条例のいずれをみても、徴税吏員に対し、課税対象者から課税根拠の説明を求められた場合に、事実上、徴税吏員が善処し課税対象者の質問について回答することはありえても、逐一説明しなければならないという法的義務までも認めることは困難である。

エ 徴収吏員に説明義務を認めることができない以上、仮に審査請求人の質問に対し、未回答項目が存在していたとしても、説明義務違反を認めることはできない。また、事実上、徴収吏員は、審査請求人の質問に対し善処して、資料等を交付して説明していることから、処分庁が不当な対応としているとは言い難い。

(2) 審査請求 2 (文書番号：2 綾総第 3 3 0 8 号) について

ア 審査請求人は、固定資産税の徴収吏員は、固定資産税に関する法の適用範囲・解釈についての質問があれば、その質問に対し、回答あるいは説明をしなければならない義務があると主張しているが、市町村の徴税吏員は、立法者ではなく固定資産税を賦課徴収する上での執行者という立場に過ぎないものである。事実上、善意で、納税義務者の質問に対処することはありえても、地方税法の趣旨、解釈及び適用範囲までを逐一、調査して説明しなければならない義務まで負うとは考え難い。

したがって、市町村の徴税吏員に、地方税法の趣旨、解釈及び適用範囲までも説明する義務はない。

イ 審査請求人は、家屋の新所有者となった場合に、地方税法第 4 3 2 条 1 項のただし書きが適用されるか否かの法的解釈を尋ねているものである。

これについても、上記ア同様、市町村の徴税吏員が地方税の法の解釈までを逐一調査して回答する義務はないのであるから、徴税吏員が、審査請求人の質問に回答できなかったとしても、説明義務違反とは認められず、また、処分庁としては、地方税法第 4 3 2 条第 1 項ただし書きにつき、一定の説明をしているのであるから、その対応が不当とは言い難い。

(3) 結論

以上のとおり、審査請求人が主張する法的な説明義務はなく、本件審査請求は、いずれも棄却されるべきであると考えられる。

第 6 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、平成 3 1 年度の固定資産税・都市計画税の賦課決定内容に係る説明を求めている中で本件の課税処分がなされたこと及び固定資産評価審査委員会に審査申出を行えない理由である、地方税法第 4 3 2 条 1 項ただし書の「特別な事情」に該当しない理由について、処分庁の回答がないまま本件の課税処分がなされたことについて、処分庁としての説明責任を果たしておらず、審査請求人の権利利益を著しく損なうものであり、本件課税処分の取消しを主張している。
- 2 審理員意見書にもあるように、地方税法、市税条例のいずれをみても、法的な説明義務違反があると認めることは困難である。
- 3 また、賦課決定処分についても、賦課期日である令和 2 年 1 月 1 日現在において本件不動産を所有している審査請求人に対し、固定資産税台帳に登録された評価額を課税標準とし賦課したものであり、手続きに基づいて行われた本件賦課決定処分に違法性はない。

- 4 以上のことから、審査請求人の主張する処分庁の説明義務違反を理由に、本件賦課課税決定処分を取り消すことは認められない。
- 5 以上のことから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

第7 審査会の審議の経過

年月日	経過
令和3年12月8日	審査庁から諮問書を受付
令和3年12月15日	審査請求人へ主張書面又は資料の提出期限を通知
令和3年12月20日	諮問内容の検討
令和3年12月23日	審査請求人へ主張書面又は資料の提出期限の変更を通知
令和3年12月23日	審査請求人から関係書類の閲覧申請を受付
令和4年1月7日	審査請求人の関係書類の閲覧等を実施
令和4年1月28日	審査請求人から主張書面を受付
令和4年1月28日	審査請求人から行政不服審査法第75条第1項による口頭意見陳述申立書の受付
令和4年2月22日	審査請求人の口頭意見陳述の実施及び答申に向けての審議
令和4年3月23日	答申案の審議

綾部市行政不服審査会

会長 栗賀 保
 委員 兒玉 圭司
 委員 塩尻 みどり
 委員 宮本 高平
 委員 大塚 千華子